

〔黒田家譜附録〕如水遺事

一如水より長政へ送る書、數條の内、少々爰に記す、

一家來親類ともに加不便口付候、分別肝要候、新參などか、へ候儀無用に候、前々よりの者共に、人をも持せ、久敷者共取立可申候、被官ども子共多候間、六ヶ敷共つかひ入可申儀、肝要に候事、

一諸事心のまゝには不成物に候間、堪忍之分別專一に候事、

一不才にては何事も不成物に候、又仕間敷とて、家來被官をつかいたをし候様に仕候ては、無益に候事、

一常の事、唯我と工夫可仕事、肝要候事、

〔黒田家譜附録〕長政遺事

一忠之幼少の時、介保として林五助を附置れける、或時忠之の鷹狩に出給ふ掟を書て、五助に賜る、其書に曰、

覺

一右衛門佐鷹野に可參候は、小河内藏之助に申候て、代官衆に申付、赤飯仕、不殘下々迄給させ可申事、

一酒を持參候事、堅法度可仕候、並頭みすい筒も同前の事、

一右衛門佐辨當、汁下菜二つ可申付事、

右之趣相背間敷候也

慶長十九年二月十二日

長政判

又五助に賜る書中に曰 前後略之